

平成28年 2月15日
(2016年)

業者各位

建設総務課

平成28年度設計業務委託等技術者単価及び平成28年2月から適用している公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

のことについて、国土交通省からの特例措置の通知に基づき、本市におきましても、次のとおり運用することとしますのでお知らせします。

1 措置の内容

平成28年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）及び平成28年2月から適用している公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の上昇に伴い、2に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、別表に掲げる規定に基づく契約金額の変更の協議を請求することができます。

2 具体的な取扱い

平成28年2月1日以降に当初契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、平成27年度設計業務委託等技術者単価及び平成27年2月から適用した公共工事設計労務単価を適用した積算に係る予定価格を定めたものについては、次的方式により算出された契約金額に契約変更を行います。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格
 k ：当初契約の落札率

3 その他

契約締結前の対象となる建設コンサルタント業務等にあっては、委託業務担当課から、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の対象となる建設コンサルタント業務等にあっては、委託業務担当課から、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明します。

別 表

- ・設計業務委託契約書第53条
- ・建築設計業務委託契約書第52条
- ・測量・調査業務請負契約書第53条